

令和3年度第5回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和3年(2021年)9月3日(金) 13:00～17:00

2 場 所 長野県庁議会棟 第1特別会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について(第2回審議)

(2) 中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について(天竜川橋りょう工事)

(3) 事後調査報告について

ア 長野広域連合B焼却施設建設事業に係る事後調査報告書について

イ 一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路に係る事後調査報告書について

(4) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

北 原 曜

陸 齊

佐々木 邦 博

鈴 木 啓 助

高 木 直 樹

富 樫 均

中 村 寛 志

中 村 雅 彦

野見山 哲 生

山 室 真 澄 (委員長職務代理者(副))

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

井 田 秀 行

6 その他

出席委員全員がウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局
伊東
(県環境政策
課)

ただいまから、令和3年度第5回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の委員会開催にあたりまして、あらかじめお願い申し上げます。

現在、報道、傍聴の方はいらっしゃいませんが、お見えになった際には、審議に支障が生じないよう事務局の指示に従っていただくようお願いをしております。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告します。井田委員からは都合により欠席する旨の、また、大窪委員からは学内業務の関係で14時頃を目途にウェブ会議システムにより御参加される旨の、野見山委員からは16時を目途に途中退席される旨の御連絡をいただいております。

本県では、新型コロナウイルスの感染拡大を徹底的に食い止めるため、現在対策を強化しており、会議を実施する場合には、ウェブ会議などリモートでの対応を原則としております。このため、本日の技術委員会は、片谷委員長を含め、全委員の皆様、事業者の皆様、参加者の皆様にウェブ会議システムにより出席いただいております。御協力ありがとうございます。

なお、後ほど参加される大窪委員以外の皆様について、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しております。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいておりますので、委員会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本日、事務局の真関課長は所用により欠席とさせていただきますので、御了承ください。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

また、今回は、全ての皆様がウェブでの参加ですので、御発言いただく時以外は画像と音声をオフにさせていただくよう御協力をお願いします。事業者の方が御説明いただく際には、発言者が分かりやすいよう、画像をオンにさせていただきますようお願いいたします。音声聞き取り難いなど、審議に支障がございましたら、その旨御発言いただくか、事務局までチャットでお伝えください。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いします。

片谷委員長

委員の皆様方、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。

事務局から説明がありましたように、県の方針ということで、今回は全員オンラインでの参加となりました。対面に比べてコミュニケーションがとりにくい部分もあるかと思いますが、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

では、議事に入らせていただきますが、まず、本日の会議の進行予定と配布資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局
中島
(県環境政策
課)

事務局から、本日の会議予定及び事前送付させていただいた資料について、簡単に説明させていただきます。

まず、会議の予定ですが、次第に記載のとおり、議事(1)上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について、議事(2)中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について(天竜川橋りょう工事)、議事(3)事後調査報告についての審議をお願いします。

上田地域広域連合資源循環型施設整備事業については、最初に、前回の審議で後日回答するとされた部分に対する見解を、次に、住民からの意見書に対する見解を事業者からそれぞれ説明いただき、御審議いただきます。その次に、上田市長意見と技術委員会意見の取りまとめについての事務局案を事務局より説明した後に、更に御審議いただきたいと存じます。

ここまでの審議時間を約1時間半と見込んでおり、できれば議事(2)との間、また、議事(2)と議事(3)の間にも休憩を挟んでいただければと考えております。

本日の審議事項は以上の3項目であり、その他の議事を含めて概ね17時を目途に会議を終了いただきたいと存じます。

次に、本日の会議資料ですが、次第に記載の資料1から資料7を送付させていただいております。

資料1は、上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について、前回委員会で頂戴した御意見及び追加の御意見に対する事業者の見解をまとめています。資料2は、令和3年7月8日から8月10日まで受け付けた計画段階環境配慮書に対する住民等からの意見及びそれに対する事業者見解をまとめたものです。資料3は、令和3年8月24日付けで提出された関係市長である上田市長の意見です。資料4は、計画段階環境配慮書に関して技術委員会意見の取りまとめについて御議論いただくため、第1回目の審議分までの委員の皆様御意見等の取扱いについて、事務局がたたき台として事務局案を作成したものです。

資料5は、リニア中央新幹線関連事業に関する資料で、県に提出された資料5-1の概要をまとめたものです。本日は、この資料5を中心に事業者から説明がなされる予定です。このほか、審議の参考に、事務局が「令和2年度における環境調査の結果等について【長野県】」から抜粋して作成した資料5-2を送付させていただいております。

資料6と資料7は、事後調査報告書に関する資料で、それぞれA4一枚に概要をまとめています。事前に送付した事後調査報告書そのものも適宜参照いただければと存じます。

なお、資料5-1と委員に送付した非公開版の事後調査報告書には、希少動植物の具体的な生息場所等の非公開情報が掲載されていますので、取り扱いには御留意くださるようお願いいたします。

最後に、本日の議事の審議方法についてですが、希少野生動植物の個別生息生育場所やそれらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いしたいと思います。非公開審議の必要性は、委員及び委員長判断により御指示いただくようお願いいたします。非公開情報の審議の際には、傍聴の方や報道関係者の皆様がいらっしゃった場合には御退室いただくこととなりますので、進行に御協力いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

配布資料等で不足等がありますでしょうか。

今事務局から音声だけで説明がりましたが、この後の説明は、資料を画面共有するのでしょうか。それとも、委員は自分で資料を開くのでしょうか。

事務局
中島

画面共有はしませんので、事前送付した資料を適宜御覧ください。

片谷委員長

分かりました。資料については、今回も前回までと同様、画面共有で提示されるのではなく、お手元にそれぞれ用意していただくという方式ですので、御協力をお願いします。

では、議事(1)「上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」についての審議です。資料1と資料2が用意されております。

事業者の皆様方、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。さっそくですが、資料の説明をお願いします。

事業者
佐藤
(上田地域広域
連合)

上田地域広域連合ごみ処理広域化推進室の佐藤と申します。資料1につきまして、御説明させていただきます。

前回の技術委員会、また、追加で頂いた御意見に対する事業者見解ということで、事後回答の部分につきまして、御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。No. 1は、全般についての梅崎委員からの御意見です。計画している新施設の立地場所について、令和元年東日本台風における被害状況と想定浸水深さ等を教えてほしい、令和元年東日本台風は何年確率の降雨か、また、確率降雨量の考え方や対応を分かりやすく配慮書に記載してほしいとの御意見です。

また、No. 2ですが、同じく梅崎委員から、災害時に新施設への搬入道路が使えなくなることを想定しなくてよいのか、長らく近づけないようではよくないと思われるという御意見を頂いております。

これに対する前回の技術委員会における事業者の回答は資料1に記載のとおりですが、事後回答として、それぞれ記載させていただいております。No. 1とNo. 2は共通の回答となっています。災害への対応策、また、降雨確率や浸水想定深さなどについては、配慮書1-16ページに記載のとおりですが、詳細については、別途実施する施設基本計画で検討することとしており、必要な部分について方法書に記載しますという見解とさせていただきます。

続きまして、2ページを御覧ください。No. 5は、全般について、中村雅彦委員から追加で頂戴した御意見です。新施設について、前回資料に「周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設」とあるが、方法書においてどのような調査をするのか記載すること、環境教育の拠点についても具体的な方法や内容を記載すること、現在の施設である清浄園は環境教育の拠点なのか、新施設の周辺には環境教育の場はないのかという御意見です。

これに対する回答ですが、環境教育の場としては、子どもたちの学習の場、3Rに取り組む団体の活動の場などが考えられ、施設基本計画策定の中で検討していきたいと考えており、その内容については方法書に記載したいという見解とさせていただきます。調査については、景観、触れ合い活動の場、動物、植物、生態系の抽出を考えていますが、具体的には方法書の中で検討したいと考えております。また、現在の施設である清浄園では環境教育は行っていませんが、上田クリーンセンターの敷地内にエコ・ハウスという施設があり、現在も市民が環境に関する活動を行っているとの見解とさせていただきました。

3ページを御覧ください。No. 10は、事業計画についての高木委員からの御意見です。全国的に観測史上最高と言われるような降雨があり、100年確率の降雨に対する対応だけでは怖いと思うとの御意見をいただいております。

事後回答としましては、100年確率の降雨に対してはごみ処理機能を停止させないこと、1,000年確率の降雨に対しては仮に被災しても速やかにごみ処理機能を復旧させることを考えており、地盤の嵩上げのほか、プラットホームの2階への設置、主要機器の高い階への設置、1階に防水扉の設置などの浸水を防ぐ方策を考えているとしております。

資料1の説明は以上となります。

資料2の説明も続けてよろしいでしょうか。

片谷委員長

続けてお願いします。

事業者
佐藤

引き続き資料2について御説明させていただきます。

計画段階環境配慮書の意見書に対する事業者の見解です。

今回、4名の方から合計44項目の御意見を頂いております。1人目が意見書1としてNo. 1からNo. 20、2人目が意見書2としてNo. 21からNo. 31、3人目が意見書3としてNo. 32とNo. 33、4人目が意見書4としてNo. 34からNo. 44としてまとめてあります。

意見の要点を御説明しまして、それぞれに対する事業者の見解を順次説明させていただきます。

なお、意見書は原文のままの記載としております。一部に脱字等が見られますが、御理解いただきますようお願いいたします。

1ページを御覧ください。意見書1としまして、1人目の方からの御意見です。

No. 1は、予備調査の範囲は一般的には半径1kmと聞いているが、4kmとした根拠は何かという御意見です。これに対しましては、配慮書1-6ページのとおり、最も広範囲となることが想定される排ガスの影響範囲及び近年の長野県条例に基づいた同種事業を参考に4kmと設定したという見解とさせていただきます。

No. 2は、複数案の設定は県条例に従っていないという御意見です。これに対しまして、県条例及び県環境影響評価技術指針に則り、位置・規模及び配置については複数案を設定しない理由を明示した上で単一案とし、造成高と煙突高に関する構造の複数案を設定したとしております。

No. 3は、水害履歴として昭和24年の台風災害の状況について述べられています。これに対しまして、事業実施想定区域に接する千曲川堤防については、明治から昭和20年代前半までに堤防が決壊した記録がありますが、国が堤防を整備した昭和26年以降は千曲川増水による被害はないとしております。なお、災害履歴につきましては、さらに調査を行い、方法書への記載を行うこととしております。

No. 4は、煙突、建物、煤煙による住民の日照不足をどうするのかという御意見です。これに対しまして、配慮書の予測結果では、1時間以上日影が継続する範囲に住宅は存在せず、環境保全措置により日照阻害の影響は低減できるとしてありますが、方法書以降の手続において現地調査を行い、予測・評価するとしております。

No. 5は排ガスに含まれる有害物質、No. 6は憲法に規定された健康で文化的な最低限度の生活の保障、No. 7は交通量の増加に関する御意見です。これらに対し、方法書以降の手続で調査・予測・評価を行うこと、結果を御説明し、公表することとしています。特に、通行車両の安全対策については、施設基本計画等の中で検討するとしています。

No. 8は、施設から出る煙について景観上問題があるとの御意見です。これに対しまして、煙突から出ているのは水蒸気であること、白煙防止対策については別途実施する施設基本計画の中で整理することとしています。

No. 9は、迷惑施設が集中しているとの御意見です。これに対しまして、今回の資源循環型施設の建設により、この地域では、し尿処理施設である清浄園とごみ焼却施設である上田クリーンセンターの2施設が廃止され、施設が集中しないよう配慮しているとの見解です。

3ページを御覧ください。

No. 10では上田市ハザードマップ公表の目的を問われており、No. 11はこのハザードマップと施設建設が矛盾しているとの御意見です。これに対しまして、ハザードマップの目的を述べさせていただき、100年確率、1,000年確率の降雨に対する対策を御説明させていただいております。

No. 12は、西暦1742年の「戌の満水」に学ぶべしとの御意見です。これに対する見解は、No. 10と同じです。

No. 13は、広域連合は、平成18年当時、事業実施想定区域に隣接する蟹町地籍を建設候補地としなかったが、今回清浄園用地を事業実施想定区域としたとの御意見です。最後のページに見解書補足資料を添付しておりますので、御覧ください。黄色で表示した事業実施想定区域を中心とした航空写真です。平成18年に広域連合が検討した候補地である蟹町地籍は、事業実施想定区域の北側に青く表示した箇所です。この西側は農振農用地になっており、農振農用地に接した農地であることから開発は避けた方がよいのではないかと、また、当時は建替用地も含めて4haの敷地を想定しており、鉄道と道路に囲われて地理的にも緩衝帯等が取りにくいことが理由で、最終的な候補地

には選定されなかったという経過があります。このことから、No. 13の御意見に対しましては、農振農用地に隣接していること、緩衝帯等が十分に取れないことが理由であり、水害を理由としてははないという見解としております。

No. 14は、過去に実施した諏訪部自治会の意向調査の結果です。No. 15、No. 16、No. 17は、施設建設に反対との御意見です。これに対しまして、ごみ焼却施設は住民生活に欠かすことのできない重要な施設であり、今後も説明会等を通じて地域の御意見をお聞きしながら事業を進めてまいりたいとしております。

次に、5ページをお願いします。

No. 18は、清浄園は老朽化しておらず、費用対効果からも取り壊すべきではないという御意見です。これに対する見解として、国の示す手引きも踏まえて、清浄園を廃止して公共下水道など既存施設を活用して処理することが平成25年に決定した広域連合の方針であるということを示させていただきました。

No. 19は、事業実施想定区域として不適地であるとの御意見です。これに対し、No. 14、No. 18と同様の見解とさせていただきます。

No. 20は、清浄園を取り壊すのは税金の無駄遣いとの御意見です。これに対し、清浄園を全面更新するのに28億円余と答弁したことはあるが、広域連合として、解体し更地にするのに28億円としたことはないとの見解を示させていただきました。

次に、意見書2としまして、2人目の方の御意見です。

No. 21は、No. 13と補足資料で先ほど御説明しました、事業実施想定区域に隣接する土地に関する御意見です。見解は、No. 14と重複しておりますが、水害を理由として最終候補地にしなかったわけではないとの見解を示させていただきました。

No. 22は、No. 21の蟹町地籍と同じ場所を言っておりまして、広域連合が平成21年から22年に建設候補地を公募した際に土地所有者から応募があり、このことが問題であるとの御意見です。これに対しまして、事業実施想定区域とは別の場所であること、応募はありましたが建設候補地としたことはないこと、また、蟹町地籍は水害を理由として候補地から除外したことはないとの見解を示させていただきました。

次に、7ページをお願いします。

No. 23は、平成24年に諏訪部自治体を対象とした説明会を開催したが、ハザードマップを考慮した説明ではなかった、候補地は別の場所にしてほしいという御意見です。これに対しまして、平成24年のほか、平成30年、令和2年、令和3年にも説明会を開催し、上田市ハザードマップが公表された平成28年以降については、対応策等について御説明しているとしております。

No. 24は、清浄園を取り壊す必要はない、事業実施想定区域は別の場所にすべきとの御意見でして、見解はNo. 18と同様です。

No. 25、No. 26、No. 27、No. 28は、事業実施想定区域を別の場所にしてほしいとの御意見でして、見解はNo. 14と同じです。

No. 29は、人口密度、景観から事業実施想定区域を別の場所にしてほしいとの御意見でして、見解はNo. 5と同じです。また、事業実施想定区域の周辺は、都市計画法による用途地域が工業専用地域であり、150m北側に一部商業施設があるものの住宅団地はなく、御意見のような状況にはないとの見解です。

No. 30、No. 31は、水害地域であり、事業実施想定区域を別の場所にしてほしいとの御意見です。見解は、No. 3、No. 10、No. 13と同様です。

次に、11ページをお願いします。意見書3としまして、3人目の方の御意見です。

No. 32は複数案で脱炭素を示すべき、No. 33は環境保全方針でCO₂削減効果を記載することが望まれるとの御意見です。これに対しまして、複数案として設定した造成高、煙突高から環境要素を選定している、脱炭素については国の動向も注視し、施設基本計画策定の中で検討する、温室効果ガスの削減については方法書以降の手続で環境要素として選定するか検討するとの見解とさせていただきます。

12ページをお願いします。意見書4として、4人目の方の御意見です。

No. 34は、清浄園用地が建設候補地として機関決定されていなければ、事業実施想定区域にはならないとの御意見です。これに対し、平成24年に広域連合の正副広域連合長会で決定し、同日広域連合議会に説明、同年7月には広報誌で圏域全体に周知しており、平成25年2月には圏域全体を対象とした説明会を2回開催しているとしています。

No. 35は、地元対策連絡会が反対表明していることを記載すべき、地元対策連絡会との協議経過は削除すべきとの御意見です。これに対しまして、地元対策連絡会は反対表明はしておらず、「ごみを排出する一市民としての責任を認識した上で対応する必要がある」との立場に立っていただき、行政と資源循環型施設を含むごみ問題全般について協議することを目的に設立されていること、対策連絡会との協議は建設地決定に向けた重要な取り組みであることから記載したとの見解です。

No. 36は、検討委員会は施設の安全・安心なあり方を議論する組織であり、建設候補地選定とは関係なく、削除すべきとの御意見です。これに対し、検討委員会は建設候補地周辺地域の皆様と行政が参加した組織であり、環境対策を含む安全・安心に関わる重要な事項であることから記載したとの見解としています。

13ページをお願いします。

No. 37は、施設建設に反対している自治会があれば記載すべきとの御意見です。これに対しまして、事業計画の概要として経緯を記載しており、個別自治会の名称や取組等については記載しなかったとの見解とさせていただきます。

No. 38は、No. 34、No. 35、No. 36、No. 37と重複する御意見であり、見解も同様です。なお、諏訪部自治会の経過が不記載との御意見を頂いておりますが、配慮書に記載した諏訪部地域の説明会とは、諏訪部自治会の住民のほか、諏訪部自治会未加入者、事業所、耕作者組合も含んでいること、また、上田市西部地区の説明会については、諏訪部自治会を含む12自治会を対象としていることを見解として示させていただきました。

No. 39は、海拔500mの上田地域気象観測所データでは事業実施想定区域における影響は判断できない、千曲川や山地を考慮した風向きなどのデータがないので判断できないとの御意見です。これに対し、配慮書では既存資料による調査結果を記載しており、方法書以降の手續において適切な調査地点を検討し、調査・予測・評価するとしています。

No. 40は、一般環境大気測定上田局の測定項目について、二酸化硫黄、微小粒子状物質が欠如しているとの御意見です。これに対し、上田局では測定されていないこと、方法書以降の手續で大気質の測定項目を検討するとしています。

15ページをお願いします。

No. 41は、No. 39、No. 40と重複した御意見であり、見解も同様です。

No. 42は、道路交通に上信越自動車道の記載がない、鉄道については最低限の記載しかないとの御意見です。これに対しまして、上信越自動車道は調査範囲内ではほぼトンネルであり、交通量調査地点がないことから記載していないこと、方法書以降の手續の中で記載を検討するとしています。

No. 43は、災害履歴に関する御意見であり、見解はNo. 3と同様です。

No. 44は、資源循環型施設が受ける自然災害が環境要素に選定されていないとの御意見です。これに対し、施設が災害から受ける影響は施設基本計画策定の中で対策等を検討するもので、環境影響評価の環境要素には該当しない、災害対策は施設基本計画で検討するとの見解とさせていただきます。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

資料1と資料2を通して説明いただきましたが、今説明いただいた資料について、これから委員の皆様から御質問や御意見を承ります。

片谷委員長

いつものやり方になりますが、まず資料1につきましては、前回御発言いただいた委員から御見解を伺い、その後関連する御質問や御意見をほかの委員の皆様から御発言いただくという手順を進めてまいります。

では、資料1に戻っていただき、事後回答がある項目について、順番に確認を進めてまいります。最初は、No. 1とNo. 2の梅崎委員の御発言です。

梅崎委員

事後回答の内容は承りました。

事後回答の中に、100年確率と1,000年確率の降雨に対する造成高について、配慮書よりもつつこんだ解説がありますが、それはよろしいのでしょうか。

配慮書1-16ページには、A案造成高1m、B案造成高5mと併記されていますが、事後回答では、どちらかというとなら1mとするような回答になっています。

この造成高についてはいくつか議論はあるかと思いますが、お願いします。

片谷委員長

事業者さんから御回答をお願いします。

事業者
佐藤

今回、配慮書の中では複数案で比較させていただきました。詳細についてはこれから施設基本計画の中で決定していきますが、5mの造成は周辺に対する圧迫感、景観上の問題もありますし、また、周辺道路からのアプローチ道路を造らなければいけないという問題も出てきます。これ以外にも、経済性の問題や様々な環境要素も含めながら最終決定していきますが、現段階では、5mはなかなか現実的ではないというのが、広域連合としての見解です。

梅崎委員

御説明はよく分かりました。次の図書には今の考え方等を詳しく丁寧に書いていただいて、その上で、2mとか1m50cmといった案も出てくるでしょうし、またいくつかの考え方も出てくると思いますので、丁寧に説明いただければと思います。

事業者
佐藤

分かりました。

片谷委員長

関連する御発言がある委員はいらっしゃいますか。

戻って御発言いただいても構いませんので、いったん先に進みます。

資料1のNo. 5は、中村雅彦委員の御発言です。

中村雅彦委員

私の発言は、意見というより要望です。私の意見を取り入れて方法書に書いてください。

片谷委員長

方法書に反映させてほしいという要望だということです。

事業者さん、よろしいですか。

事業者
佐藤

御意見をお聞きしまして、方法書の中で反映させていければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

片谷委員長

関連する御発言があれば承ります。

では、次に進みます。資料1のNo. 10は高木委員の御発言です。

高木委員

先ほどの梅崎委員の御意見に対する御回答とほぼ同じような内容なので、次の図書

にきちんと書き込んでいただければ結構です。

片谷委員長

ありがとうございます。事業者さんから何かコメントはありますか。

事業者
佐藤

今回、水害については各委員の皆様から御意見を頂いており、重要な事項だと認識しております。次の手続等の中でしっかり検討していきたいと考えています。

片谷委員長

ありがとうございました。よろしく申し上げます。
関連する御発言があれば承ります。
北原委員、どうぞ。

北原委員

水害に関しまして、千曲川の氾濫を想定していますが、対象地域は矢出沢川が合流しているところでもあります。千曲川が増水し、バックウォーターで支流から氾濫することも想定していただきたいと思います。次の段階で洪水についても検討されるようですが、検討の際に、この矢出沢川についても対象に入れていただきたいと思いません。

片谷委員長

事業者さん、いかがでしょうか。

事業者
佐藤

千曲川に合流する河川は、長野県管理の矢出沢川と言いますが、上田市ハザードマップの中でも、千曲川だけでなく、県管理の河川も含めて想定しております。支流も視野に入れながら検討しておりますが、今後施設計画をする中で、千曲川だけでなく合流する矢出沢川も対象として検討していきたいと考えております。

北原委員

分かりました。よろしく申し上げます。

片谷委員長

3年前の岡山の水害のように、支流が主たる原因になった例もありますので、ぜひ万全の対策につながるような検討をお願いします。

関連する御発言はほかにありますか。

資料1の事後回答は以上ですが、資料1全体を通じて追加の御発言がありましたら承ります。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、資料2に進みます。資料2は、住民の方々からの意見書とそれに対する事業者見解です。これについて、委員の皆様から御質問、御意見等を承ります。特に順番を定めませんので、意見の番号を示して御発言ください。

私から事務局に検討の要望があります。

今回の意見書を見ますと、配慮書に対する意見としては少し先に進んだ話題がありまして、事業者見解でも方法書以降で対応するとの回答が多い状況です。まだ配慮書という図書の位置付けが十分に浸透していないことによるものと思われませんが、事務局では何か見解がありますか。

事務局
中島

長野県では、条例対象事業について配慮書手続を基本的に必須としていますが、委員長がおっしゃるように、配慮書手続追加以降のアセス事業の積み重ねがあまりない中、計画自体がまだ確定していない配慮書段階での重大な環境影響に対する意見として、どのようなものを出したらいいのか参考にする事例が少ないのが現状です。

新型コロナウイルス感染症が落ち着けば、例えば、アセス制度について知りたい団体等があれば、県政の出前講座で我々職員が伺って御説明することも再開されます。

我々としても、配慮書の位置付けなどについて、もう少し理解を醸成した上で手続

きが進むように努力したいと考えております。

片谷委員長

時間もかかるかと思いますが、県のホームページ上に解説コーナーを追加するなどして、配慮書とはこういうものだとはっと見えるようなかたちにするのもひとつのやり方かもしれません。何か有効な周知方法を御検討いただければと思います。
では、資料2に戻りますが、御質問、御意見等がありますか。
梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

今の委員長の意見と同じことをずっと感じていまして、前日も、他の委員の皆様の意見も少し戸惑っていたのはそういうことではないかと思えます。
今までの配慮書ですと、計画自体の案が複数示されたり、前段階での図書というかたちだった気がしますが、今回はある程度決まった中での検討で、配慮書と言いながら少し方法書的な議論になったりですとか、なんとなくやりにくいなと感じていました。

片谷委員長

今の梅崎委員の御発言に対して、事務局からコメントはありますか。

事務局
中島

梅崎委員がおっしゃるとおりだと我々も認識しております。先ほど委員長からお話しがありましたように、ホームページ上のフローや意見募集する際のプレスリリースに配慮書の位置付けを分かりやすく書こうと努力しておりますが、今回は位置の複数案ではなく、構造の複数案ですので、比較で見える幅が少ないこともあり、なかなかどうという観点で意見を言ったらいいのかということで、その分方法書以降に相当するような意見が多く寄せられたのではないかと受け止めております。

片谷委員長

今後、事務局で住民の方々にも理解していただきやすいような工夫をお願いいたします。
資料2に関してほかに御発言はありませんでしょうか。
続きまして、この案件に関します資料3と資料4について、事務局から説明をお願いします。

事務局
中島

資料3は、当事業に関する上田市長の意見です。
意見の内容は、記載のとおりです。事業計画に対する要望と受け止めております。
知事意見の作成に当たっては、技術委員会から頂戴する御意見のほか、こちらの市長意見も勘案していくことになっていきます。直接技術委員会意見の基にはなりません。御紹介させていただきました。
なお、本事業の関係自治体としては、上田市のほかに坂城町もありますが、坂城町長からは、意見なしとの回答を頂戴しております。

片谷委員長

御質問等がありますか。
審議に直接関わるような御指摘ではないので、承るという扱いになるかと思いません。
特段御発言がなければ、資料4に進みます。資料4の説明をお願いします。

事務局
中島

資料4について説明させていただきます。
資料4は、前回の審議内容及び事後回答を踏まえた、計画段階環境配慮書に対する技術委員会意見集約案です。技術委員会意見について御審議いただく際のたたき台として事務局が作成しました。

先ほど事業者から説明があった資料1の右側に「取扱」、「摘要」、「意見」の欄を追加した作りとなっています。

意見要旨欄は委員の皆様から頂いた御意見や御質問を、事業者の説明、見解等要旨欄は事業者からの説明、見解等の要旨を記載しており、内容は資料1と同じです。

取扱欄は頂戴した御意見等についての取扱いを事務局案として記載しております。表の左上に記載のとおり、「意見」と書かれたものは、技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見であり、知事意見の作成に反映されるものです。「記録」と書かれたものは、意見とはせず、審議の中で事業者の説明を求めた内容や簡易な修正等について、記録に残し事業者に伝えるものです。

一番右端の意見欄は、技術委員会意見とする場合の記載内容を事務局案としてお示ししております。

では、具体的な案について御説明いたします。

No. 1とNo. 2を御覧ください。いずれも梅崎委員から事業実施想定区域及びその周辺が浸水想定区域に指定されていることを念頭に、大雨による災害時の対応やその根拠となる降水量等の考え方を丁寧に記載すべきという御意見です。関連して、3ページのNo. 10は、高木委員からの、近年雨の降り方が大幅に変わってきていることを考慮に入れるべきという御意見です。No. 1、No. 2、No. 10の3つの御意見を包括的に整理し、No. 1の意見欄に記載のとおり、「事業実施想定区域及びその周辺が浸水想定区域に指定されていることから、大雨による浸水等の自然災害に十分に配慮した施設となるよう検討すること。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、その検討の経緯及び内容を丁寧に記載すること。」という意見案に集約しました。

資料4の3ページに戻っていただき、No. 12を御覧ください。高木委員からの、ごみ収集車両等が集中するリスクがあるため検討が必要という御意見です。こちらは、「ごみ収集車両等の走行ルート及び通行台数の設定に当たっては、車両の集中の回避に努めるなど、周辺環境に配慮したものとなるよう検討すること。」としております。

次に、4ページのNo. 13とNo. 14を御覧ください。水象及び地盤沈下に関して、鈴木委員から、掘削及び地下構造物の撤去による地下水への影響や地盤沈下への配慮についての御意見、富樫委員から、工事に伴う地下水の汲み上げや放流による影響に関する御意見です。こちらについては、前回、事業者から、既存施設において井戸水を利用している旨の説明もあったことから、No. 13の意見欄に記載のとおり、「掘削、既存施設の地下構造物の撤去等に伴い地下水への影響が懸念されることから、方法書において、地下水を環境要素として選定し、具体的な事業計画及び既存施設における地下水の利用状況を踏まえて、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。また、地下水への影響や地盤の状況から、地盤沈下のおそれがある場合は、地盤沈下を環境要素として選定すること。」としております。

No. 15とNo. 16を御覧ください。いずれも大窪委員からの御意見です。No. 15は、事業実施想定区域が千曲川河川敷に隣接しているため、河川敷に特有の希少植物や希少昆虫が生育又は生息している可能性がある、また、北陸新幹線の高架を希少なコウモリ類が利用している可能性があるという御意見です。No. 16は、この意見に加えて方法書に反映すべき内容についての御意見です。こちらは、No. 15の意見欄に記載のとおり、「事業実施想定区域は千曲川沿いに位置し、北側には北陸新幹線の高架が存在することから、河川敷に生息又は生育する可能性がある希少動植物や人工構造物を利用している可能性がある希少種について、方法書以降の手續において必要な調査を行い、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を適切に選定すること。」としております。

なお、方法書には知事意見に対する事業者見解が記載されることとなります。学術的かつ専門的な見地からの技術委員会意見は、そのままの文言で知事意見とされる場

合が多いのが現状です。事務局案の作成に当たり、より具体的に「北陸新幹線の高架」、「希少なコウモリ類」という表現の意見とすることも検討しましたが、その場合、実際に該当する種が今後の調査で確認されると、方法書に記載された知事意見とそれに対する事業者見解を並べて見ると、希少種の生息地がかなり限定されるおそれがあることから、技術委員会意見（案）としては少し曖昧な表現としてあります。

次に、5ページのNo.18を御覧ください。佐々木委員と片谷委員長からの、煙突の高さを想定した上での眺望点の選定を求める御意見です。こちらは、「景観に係る調査、予測及び評価の地点について、煙突の高さ等の施設の構造及び配置を踏まえて主要な視点場等を調査し、適切に選定すること。」としております。

最後のNo.19も佐々木委員と片谷委員長からの御意見です。佐々木委員からは北側から見た景観への影響が大きいという御意見、片谷委員長からは景観が重要な環境保全措置の対象になるという御意見です。「新施設は、近景において圧迫感を受ける建物となるおそれがあることから、周辺環境に十分配慮した建物の高さ、デザイン等となるよう検討し、それを踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行うこと。」とまとめております。

以上、6項目の意見にまとめた案となっております。

資料4-1は、これらの事務局案を項目順に並べたものです。

資料の説明は以上です。これをベースに、本日の審議内容も含めて今後の審議内容を反映させ、追加、削除、修正等を行い、技術委員会意見（案）の整理を進めていただければと存じます。

スケジュールの関係もあり、本日の審議で技術委員会意見の概ねの内容を取りまとめていただきたいと存じます。

片谷委員長

さっそく資料4に沿って確認してまいります。

資料4-1は、事務局から説明がありましたように、資料4の意見欄を切り取って予測評価項目の順番に並べ直したものです。確認は資料4で進めたいと思います。

先ほど、資料1では前回御発言いただいた委員に先にお伺いしましたが、今度は分けずに、まずは、事務局案に意見として記載されている項目について確認し、次に、現時点では意見として挙げられていないが意見とすべきという追加の御意見があれば承るという順で、審議を進めていきたいと思います。意見の文言の修正が必要という御意見も承りますので、お気付きの点がありましたら、御発言ください。

では、資料4のNo.1から見てまいります。

No.1は、No.2とNo.10も集約しているので、複数の委員が関わっていますが、資料4のNo.1の意見欄の文言が事務局案として示されています。

御意見のある方は御発言ください。御発言がない場合には、事務局案のとおりで御了解いただけたという扱いにさせていただきます。

では、No.1は御了解いただけたものとさせていただきます。

次に、3ページのNo.12ですが、ごみ収集車両に関する御意見です。これについてはいかがでしょうか。

高木委員

私はこれで結構です。

片谷委員長

ありがとうございます。他に御意見のある方は御発言ください。

では、特に御発言がないようですので、この意見も原案のとおりで御了解いただけたということにさせていただきます。

次に、4ページのNo.13です。地下水への影響に関する御意見ですが、文案についていかがでしょうか。

鈴木委員 これで結構です。

片谷委員長 No. 14も集約されておりますので、その観点でも御確認ください。

富樫委員 これで結構です。

片谷委員長 ほかに御発言はありますか。
では、特に御発言がありませんので、事務局案のとおりで了解されたものとさせていただきます。
次は、No. 15、No. 16が集約されております。動植物の調査に関する御意見です。

大窪委員 事務局案の文章で結構です。

片谷委員長 他に御発言はありませんか。
特に御発言がないようですので、これも事務局案どおりで了解されたものとさせていただきます。
続きまして、No. 18です。私は補足意見は申し上げましたが、主は佐々木委員の御意見です。

佐々木委員 No. 18はこれで結構です。

片谷委員長 No. 18は、佐々木委員は了解との御発言ですが、他の委員からの御発言はありますか。
特に御発言がないようですので、No. 18も事務局案どおりとさせていただきます。
No. 19はいかがでしょう。

佐々木委員 これも事務局案で結構です。

片谷委員長 他の委員の皆様から御発言はありますか。
特に御発言がないようですので、No. 19も事務局案どおりで御了解いただけたものとさせていただきます。
事務局案をまとめたものが資料4-1ですが、審議は資料4と併せて済んだという扱いにさせていただきます。
技術委員会意見の取りまとめができたことになりましたが、何か御発言がある方はいらっしゃいますか。
特に御発言がありませんので、資料4-1を技術委員会意見として答申することにさせていただきます。
事務局、この案件については、この後の確認手続きはしなくていいですね。

事務局
中島 本日欠席されている井田委員から特段御意見がなければ、この資料4-1の文案で技術委員会意見とさせていただきます、その旨を皆様にメール等で御連絡させていただきます。

片谷委員長 では、この案件の審議は以上とさせていただきます。
事業者の皆様、コンサルタント会社の皆様、ありがとうございます。今日が最後の審議ですが、どなたか一言述べられますか。

事務局
佐藤

技術委員会の皆様におかれましては、7月15日と本日の2回にわたり、上田地域広域連合が計画します資源循環型施設整備事業に関する配慮書について御審議いただき、貴重な御意見、御指摘を賜り、誠にありがとうございました。

先生方から頂いた御意見、御指摘につきましては、今後の循環型社会の形成、また、環境に配慮した施設の整備に向けた取組に活かしていきたいと考えております。

方法書以降の手続きになるかと思いますが、機会がありましたら、現地を御覧いただきながら、さらに御意見等を頂ければと考えております。

今後とも御指導賜りますようよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

片谷委員長

ありがとうございました。では、議事(1)はこれで終了とさせていただきます。事業者の皆様、お疲れ様でした。順次御退室ください。ここで休憩とさせていただきます。

(休憩)

片谷委員長

再開させていただきます。

議事(2)の「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全」について説明をお願いします。

事業者
早川

それでは、御説明をさせていただきます。説明者は、JR東海環境保全事務所長野の早川と申します。よろしくお願いいたします。

(東海旅客鉄道
株式会社)

説明内容は、「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について(天竜川橋りょう工事)」となります。

環境保全についての御説明に入る前に、まず、参考資料として天竜川橋りょうほか新設工事の全体概要について御説明いたします。資料5の2ページは、長野県天竜川付近の明かり区間の路線概要を平面図でお示ししているものです。この明かり区間については、品川方の伊那山地トンネルから名古屋方の風越山トンネルまで全体で約4kmあります。その内、天竜川橋りょうほか新設工事契約延長は、赤色でお示した天竜川橋りょうを含む約960mの範囲となっています。

3ページに移ります。960mのうち、天竜川橋りょうは約515m、高架橋は村道竜東一貫道路の東側までの約445mとなります。天竜川橋りょうには、河川の中に4基の橋脚、いわゆる柱を構築していきます。

4ページに移ります。こちらは、喬木村の天竜川左岸堤防付近から上流側を見たときの天竜川橋りょう完成後のイメージパースになっています。

5ページに移ります。こちらは、竜東一貫道路上から道路に沿って南西方向を見た際の完成後のイメージパースになっています。

それでは、本編の説明に移ります。本書は4章の構成からなっています。第1章が本書の概要、第2章が工事の概要、第3章が環境保全措置の計画、第4章がモニタリングとなっています。

7ページになります。まず、第1章で本書の概要について説明します。ここでは本書の位置付けを説明します。併せて本編1ページ図1-1「本書の対象とする本體工事物の概要」を御覧いただければ幸いです。本書は、中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事を実施するに当たり、天竜川橋りょうのうち、次スライドに示す天竜川橋りょう工事(河川内の喬木村側)について、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【長野県】平成26年8月」に基づいて実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめたものです。

今後、天竜川橋りょう工事(飯田市側及び河川外の喬木村側)に関する内容については、計画の進捗に応じて、本書の更新を行います。また、高架橋工事に関する内容については、計画の進捗に応じて、別途取りまとめを行いたいと考えています。

なお、本工事に先立ち施工した準備工事に関する内容は、「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について(橋りょう準備工事)」として令和2年11月に公表し、令和2年12月21日の環境影響評価技術委員会において御審議をいただいています。

なお、以降のスライドの右上端部に表記する番号で、本編におけるページ番号をお示ししています。

8ページについては、本書の対象となる天竜川橋りょう工事の河川内の喬木村側を赤線で示している図となっています。今後、計画の進捗に応じて本書の更新を行う、天竜川橋りょう工事の飯田市側と河川外の喬木村側を青線で示しています。また、計画の進捗に応じて別途取りまとめを行う高架橋工事については、図に黄色線で示しています。なお、令和2年11月に公表した準備工事の保全計画書対象範囲については、黄緑色で表示をしています。

9ページに移ります。続いて、第2章の工事概要について説明いたします。まず、工事の概要ですが、工事名称は中央新幹線天竜川橋りょうほか新設、工事場所は長野県下伊那郡喬木村阿島地内ほかとなっています。工事契約期間は、令和2年7月13日～令和8年3月31日を予定しています。工事の契約延長は約960m、工事概要は、工事施工ヤード整備工、橋りょう下部工、橋りょう上部工、高架橋下部工、高架橋上部工のうち、本工事は、工事施工ヤード整備工、橋りょう下部工、橋りょう上部工が対象となっています。工事時間は8時から18時を予定しており、ただし橋りょう下部工のうちケーソン基礎工は昼夜施工で施工する計画となっています。休工日は、日曜日、その他年末年始等長期休暇という計画です。上記の時間帯は、現地での作業開始、終了の時間です。また、工事の進捗状況等により、上記の時間帯以外や休工日に工事を行うことがあります。

10ページです。路線概要及び工事位置を示してるルートがあります。今回対象とする、本書における改変範囲は、図に赤色で示している範囲です。また、青色で示す範囲については、今後計画が具体化した後に本書の更新を予定している範囲となります。

11ページになります。こちらは、本書における改変範囲を下流側の上空から撮影した航空写真となります。

12ページから本書における改変範囲の周辺の写真①～③の箇所について説明をさせていただきます。写真①については、天竜川左岸堤防の加々須川との合流地点より上流側を撮影した写真となります。

13ページです。写真②については、写真①の地点よりやや下流側から上流側を撮った写真です。

14ページです。写真③については、写真②よりさらに下流側から上流側を撮影した写真となっています。

15ページです。次に、天竜川橋りょうの構造物の概要について説明いたします。天竜川橋りょうほか新設の工事契約延長約960mのうち、天竜川橋りょうの延長は約515m、高架橋の延長は約445mあります。天竜川橋りょうのうち、本工事の構造物延長は、図に赤線で示す約220mの範囲となっています。

16ページに移ります。天竜川橋りょうの構造形式について説明いたします。下部工については、橋脚が6基ありますが、河川外の2基が直接基礎、河川内の4基がケーソン基礎です。本工事の構造物は、図に赤色で示した河川内の喬木村側の2基の橋脚が対象となります。上部工については、5径間連続PC箱桁約515mのうち、本工事の構造物の延長は、図に赤色で示した約220mの範囲となります。

17ページに移ります。本書における工事計画及び施工手順について説明いたしま

す。本工事では、工事施工ヤードを整備し、天竜川橋りょうのうち、河川内の喬木村側の下部工・上部工を構築します。

まず初めに、工事施工ヤード整備工について説明いたします。併せて本編6ページの計画図を御覧いただければ幸いです。本作業は、天竜川橋りょう(河川内の喬木村側)の構築に必要となる河川内及び河川外の工事施工ヤードを整備するものです。

まず、河川外の工事施工ヤードの周囲に仮囲い、門扉等を設置し、ヤード内を整地します。

また、河川内の工事施工ヤードを次のように整備します。第1非出水期には、流下範囲となる河川中央部の河床に堆積した土砂を掘削し、掘削した土砂を用いた土のう等により河床上に仮堤防を設置します。次に、河川内の土砂を使用して仮堤防の内側に工事施工ヤードを整備します。当該非出水期間中、工事施工ヤードとして使用した後、出水期に先立つ作業終了時には、仮堤防を撤去し、工事施工ヤードの整備に使用した土砂を敷きならすことにより、工事施工ヤードを撤去します。

第2非出水期から第5非出水期においても第1非出水期と同様に、流下範囲の河床に堆積した土砂を用いて仮堤防を設置し、工事施工ヤードを整備します。各非出水期における作業終了時には工事施工ヤードを撤去するという計画です。

18ページは、工事施工ヤード整備工の計画図を示しています。第1非出水期には、流下範囲となる河川中央部のピンク線で示した掘削範囲の土砂を用いて、仮堤防や工事施工ヤードを整備します。第2非出水期から第5非出水期においても、第1非出水期と同様に仮堤防を設置し、工事施工ヤードを整備していくという計画です。

19ページに移ります。続いて下部工について説明いたします。下部工のうち、基礎部については、ニューマチックケーソン工法により施工します。この工法では、①作業室を構築した後に、②まず基礎部の鉄筋・型枠組み立てがあり、③コンクリートを打設し、④掘削・沈設を繰り返しながら基礎を構築していきます。基礎部の構築後、橋脚部においても同様に構築をしながら掘削・沈設をしていきます。

20ページに移ります。所定の位置まで掘削・沈設した後は、地上部の橋脚部について、⑤鉄筋・型枠を組み立てて、⑥コンクリートを打設し、構築をしていくという順番で行っていきます。

21ページです。上部工については、張出架設工法により施工します。①まず下部工の直上に柱頭部と呼ばれる部分を構築していきます。②次に柱頭部に吊り下げる形で移動作業車を組み立てて、③張出施工を開始します。張出施工では、移動作業車の中で、鉄筋・型枠組立、コンクリート打設を繰り返しながら、上部工を構築していきます。

22ページです。④中央閉合においては、張出施工で構築した上部工と上部工を繋ぎ合わせるために、移動作業車等の中で鉄筋・型枠を組み立て、コンクリート打設を行い構築をしていきます。

23ページです。次に工事工程について説明いたします。今回の施工範囲は、図の赤枠で囲って示していますが、9月上旬から道路改良工事に着手する予定です。また、9月中旬から河川外の工事施工ヤード整備に着手して、非出水期が始まる10月以降に河川内の工事施工ヤード整備に着手するという予定で計画をしています。

24ページです。次に、本工事における工事用車両の運行についてです。こちらは、本工事期間中の車両の運行ルート及び月別日平均の最大の車両台数となります。往路については赤線、復路については青線で示しています。特に下部工の施工中は、まとまった量のコンクリートを打設する必要があるため、早朝夜間を含め、ミキサ車が多く走る日があります。令和3年度第3四半期から第4四半期においては、ポイント①と③において、片道1日あたり約150台から200台走行する日が約4回程度、片道1日あたり約300台走行する日が2回程度見込まれます。また、今回設定するルートについては、車両すれ違い時の待避場所を設置することや隅切りを拡幅することを考えています。

25ページに移ります。次に、本工事における発生土の運搬計画です。本工事の発生土は、図に示している発生土置き場（堰下）に運搬し、造成に利用する計画としています。ルートは工事用車両の運行と基本は同様となります。

26ページに移ります。続いて、第3章、環境保全措置の計画について説明いたします。

まず、環境保全措置の検討方法についてです。図に示すフローのとおり、2段階で検討しています。

第一段階は、動植物の重要な種等の河川内の生息・生育環境は、出水によるかく乱や河川管理上必要な伐採等により常に変化しており、調査において確認された生息・生育箇所を将来にわたり維持することは困難です。そうした前提はあるものの、環境保全措置の詳細な検討に向けた事前確認調査の結果並びに確認された種の希少性を踏まえ、動植物の重要な種等が生息・生育する箇所をできる限り回避するとともに、その他の環境要因への影響も考慮し、地形の改変範囲をできる限り小さくするよう計画するものとなります。

第二段階は、その上で、工事による影響を低減させるための環境保全措置を、現場の状況に即し検討するものです。検討においては、建設機械、仮設設備等のハード面の検討及び係員の配置、教育指導、設備のメンテナンス等のソフト面の検討を行っています。

27ページになります。まず、重要な種等の生息・生育地の回避の検討についてです。先ほど説明した環境保全措置の検討の第一段階になります。環境保全措置の検討に当たっては、重要な種の生息・生育地が存在することから、重要な種等の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種等への影響について回避を図りました。なお、希少種保護の観点から位置等の情報については非公開としています。

28ページに移ります。続いて、第二段階の工事による影響を低減させるための環境保全措置について説明いたします。ここでは、工事による影響と、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるため、工事中に実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し、計画をしました。本編の24ページから、各環境要素ごとに環境保全措置の具体的な実施箇所等を記載しています。

それでは、主な環境保全措置として、大気環境、水環境、土壌環境、動物、植物、生態系及び車両の運行に関するものについて説明いたします。

29ページに移ります。まず大気環境の環境保全措置として、①のとおり、仮囲いを設置する計画です。また、②のとおり、排出ガス対策型、低騒音型建設機械を採用いたします。

30ページに移ります。次に、水環境の環境保全措置として、中和処理装置及び沈砂池を設置する計画です。

31ページに移ります。また、③のとおり、公共用水域、今回では天竜川への影響を低減するため、対象範囲の下流側に、必要に応じて汚濁防止膜を設置する計画としています。

32ページに移ります。工事排水処理のフローを示しています。工事排水については、中和処理装置及び沈砂池にて処理をした上で、基準を満たすものを公共用水域へ放流することとしています。

33ページになります。次に植物、生態系、車両の運行に関する環境保全措置として、④のとおり、堤防の開口部等においてタイヤの洗浄を行う計画としています。

34ページに移ります。最後に、第4章、モニタリングについて説明いたします。併せて本編41ページの調査地点図も御覧いただければ幸いです。モニタリングについては、環境影響評価書及びこれに基づく事後調査計画書に基づき、34ページに示した項目について実施をする考えです。

35ページになります。モニタリングの調査地点を示しています。環境保全措置を検討した範囲の上流及び下流において調査を行います。ただし、水質の工事前調査及び

水底の底質の河川内工事前調査については、準備工事の際、令和2年12月と令和3年1月に実施済みであるため、本書においては調査を行いません。

以上で説明を終了させていただきます。

片谷委員長

資料5-2については後で説明されるということでしょうか。

事務局
中島

事務局から補足します。資料5-2は、事業者から提出されたものではありません。天竜川橋りょう準備工事におけるモニタリング結果が、「令和2年度における環境調査の結果等について【長野県】」の中に記載されていまして、現況の水質等を御覧いただくために、参考として事務局で用意した資料です。そのため、特に説明はしませんので、適宜御参照ください。

片谷委員長

分かりました。資料5-2は必要に応じて見ていただくということで御了解ください。それでは、資料5について御質問、御意見を承ります。山室委員、どうぞ。

山室委員

資料5-1の第3章に色々な環境保全措置が目次になっていて、準備書の審議の際にまだ委員ではなかったのですが、その中で河道に対する影響というのがどこに入るのかがよく分かりませんでした。それが分からないということを踏まえて、資料5の11ページの路線概要及び工事位置を見ると、左側の青いところと赤いところが改変予定というように説明されました。御覧になって分かるように、青色で囲まれているところは樹林化が進んでいて、これは河道が固定しているということです。赤色で囲まれたところは、大部分が交互砂州になっています。つまり樹林化しておらず、洪水などで水の量が変わる度に砂州が移動するという河道になっています。

そのことを踏まえて、資料5の18ページを見ていただくと、これが工事施工ヤード整備工ということです。真ん中又は右側の図を見ていただくと、先ほど私が、交互砂州で河道が固定していないと言った場所を固定する工事になっているということが分かると思います。固定されていない河道を固定するということは、河川地形においてはかなり大きなことです。恐らくこれを固定すると、ここの上流又は下流側が樹林化すると思われれます。樹林化するところが増えると、つまりは河道が固定されるわけですから、それまで自由蛇行していた川が深掘りすることになるんですね。既に樹林化が進んでいるところというのは、樹林化による河道の固定と深掘りは土木学的に非常に大切なことなので、工事をするときにそういうことを予測して行うものなのですが、今回この評価の中でそういう予測がありませんでしたので、それはまた別のところで行って評価しているのかどうかを教えてくださいたいです。

片谷委員長

事業者さん、いかがでしょうか。

すぐに口頭で御回答いただくことが難しければ、後日、書面等で御回答いただくということでも結構です。

事業者
早川

後日回答させていただきます。

山室委員

承知いたしました。

片谷委員長

それでは、事務局は回答がきましたら、委員に配布をお願いします。では、他の御意見、御質問を承ります。

	富樫委員、どうぞ。
富樫委員	資料5の36ページ以降についての説明はないのでしょうか。
片谷委員長	これは、事務局はどういう扱いでしょうか。
事務局 中島	36ページ以降の資料については、事業者の方で追加いただいた資料ですので、必要に応じて補足説明をお願いしたいと思います。
事業者 早川	追加で御説明させていただきます。 37ページから説明をさせていただきます。こちらは、天竜川橋りょう工事の河川内の工事施工ヤードを全て整備した際の河川の流れをイメージ図として添付した資料となります。濃い水色の線で記載した矢印が通常時の川の流れとなっていて、川が仮に増水した際には、薄い水色の線で示した場所まで水が流れるということで計画をしています。 続いて38ページになります。こちらは既存道路の改良計画として、本工事に先立って既存道路の一部を拡幅又は待避所を設置し、交差点の隅切りを拡幅する図となっています。図中で赤い丸を付けている箇所が隅切りの拡幅箇所、緑色の丸を付けている箇所が退避箇所の設置箇所ということで考えています。 これ以降の資料については、当該地点における地質の概況について示している資料となっています。 39ページは、環境影響評価書資料編に添付させていただいている統括地質平面図となっています。非常に小さく見にくくて申し訳ありませんが、天竜川上の赤い点が今回の工事箇所を示しています。 40ページについては、先ほどの統括平面図の凡例となっています。 41ページについては、今回の工事箇所付近の地質縦断部を示しています。今回の工事箇所については、赤線で示している箇所になります。 42ページに移ります。こちらが今回の工事箇所付近で実施した地質調査を示している平面図となっていて、黄色の丸で示しているところが調査地点となっています。天竜川の河川内で調査を行っています。 最後の43ページになりますが、こちらでボーリングをした柱状図を示しています。基礎が来る位置を赤枠の線で表現していて、この辺りが玉石交じりの砂礫層になっているというボーリング結果が得られています。 説明は以上です。
片谷委員長	ありがとうございました。富樫委員、いかがでしょうか。
富樫委員	今の説明で、資料5の42ページで地質調査地点が黄色のポイントになっています。ケーソン基礎の予定は、今回の説明の中では2箇所ありますが、喬木村側の岸に近い方のポイントについては地質調査はされていないのでしょうか。
事業者 早川	御回答させていただきます。 もう少し東側の高架橋工事を行う範囲では地質調査を行っていて、地質の状況としては、同じような性状を示しているということです。
富樫委員	準備書審議の際にかなり細かく指摘したはずですが、この地域の玉石混じりの礫の層の中に、火山泥流のミソベタ層と呼ばれている非常に薄い不透水層があります。その層は、この地域については、地下水の水がめの役割を果たしている非常に大事な層になるのですが、その層がこの掘削地点に当たらないという確証は得られているので

しょうか。

事業者
早川 後ほど確認して、回答させていただきたいと思います。

富樫委員 この点に関しては、もう過去の審議の中で何度も指摘していて、この地域においては非常に大事なポイントです。それが今回の資料には全く触れられていませんし、今すぐに答えられないというのは非常に心配な部分です。そのような状況で、掘削工事がすぐに進んでしまうのは非常に危ないと思いますが、いかがでしょうか。

事業者
早川 今すぐ確認して、回答できるようにいたしますので、少しお待ちください。

富樫委員 よろしくをお願いします。

片谷委員長 では、その間に他の御質問や御意見を承ります。
鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 資料5の16ページで、堤内地では直接基礎、堤外地ではケーソン基礎と書いてあって、かなり頑丈さが違うような気がします。最近破堤することがたくさんあって、直接基礎と書いてあるところが大丈夫なのかということです。それから、堤内地の左岸側の加々須川と右岸側の南大島川に非常に近いところですが、そういったことについても検討された上で、これだけ異なる基礎で工事されるということなののでしょうか。
それからもう一点ですが、18ページ、P3やP2と書いてある基礎を造るときの仮堤防は、もちろん工事が終わった後は壊すのですが、どれくらいの洪水流量を想定して高さを設定されているのかについてもお尋ねします。

片谷委員長 今の御質問にすぐお答えいただけるのであれば、先にこちらにお答えいただけますか。

事業者
小池 (東海旅客鉄道株式会社) 回答させていただきます。堤外地側と堤内地側の橋脚の基礎の大きさですが、資料5、16ページのこの図だけ見ると、堤内地側の高架橋のスパンが分からないので、そこが中々御理解いただけなかったところかと思います。堤内地側に対して堤外地側はかなり橋脚と橋脚の間が開いていますので、そういったところで基礎が大きくなっているということです。あと設計については、もちろんこちらは高速で中央新幹線が走る構造物ですので、しっかりとした設計をした上で、さらに河川管理者の国交省天竜川上流河川事務所さんにもこういった構造物ということで御確認いただいているところですので、設計成果としては問題ないものをここに反映しています。

事業者
鈴木 (東海旅客鉄道株式会社) もう1点、18ページの河川内の瀬替えのところですが、これは一番低い河床から見ると、この築堤のところの高さが約3m程度はあります。ここの築堤の茶色の部分の大きさを決めるに当たっては、非出水期の時の最大流量を基に流量計算すると900m³/sですので、その流量が流せるような形状としています。それについては、国交省天竜川上流河川事務所とも協議した上で決定しています。

片谷委員長 鈴木委員、いかがですか。

鈴木委員 16ページの議論ですが、もし破堤してしまうと、直接基礎と書いてある堤内地側が削られてしまう可能性があります。この図だけ見ると、明らかに堤外地はかなり深く大きくて、これだったら削られないという気もしますが、直接基礎の方は、ちょっと

削られてしまうと、ガタガタになるのではないかという心配があります。これは、先ほど申し上げたように、右岸側でも左岸側でも支流が入っている場所に相当しますので、そちら側から水が来ないかという心配があつて質問しました。

それと、18ページの件で、2mということでしたが、今回の大雨のときにも、諏訪湖の湖岸が水浸しになることがあり、諏訪湖からかなりの水が放流されてしまったわけです。そういうことが今後も起こる可能性がありますので、やはり考慮して安全側にしていただかないと、ここは完全に河川内ですので、工事中に洪水になってしまうと、仮堤防が破られて、例えば積んだ土砂が全部下流側に流れたり、機械等に被害があつたりするということです。その点も含めて御検討いただければと思います。

事業者
小池

その辺りは、引き続き河川管理者と協議しながら、しっかり問題ない施工をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

鈴木委員

了解しました。

片谷委員長

梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

鈴木委員と同じような質問をしようと思っていたのですが、たぶん支持力の計算では、この直接基礎で十分なんだろうと思うのですが、基礎の洗堀についての対策をした方がいいのではないのかという御指摘だと思います。例えば杭基礎にするなど、要するに洗堀対策をお願いしますということだと思います。

その件で、一つだけ教えてください。この左岸、右岸の堤防は、今高さがどのくらいあるのでしょうか。河道がかなり広いので、流量はかなり流れるのですが、どこの場所が破堤してもおかしくないような雨の降り方をしていますから、その点の確認をお願いしたいです。

事業者
早川

堤防の高さについて回答します。喬木村側の左岸堤防については、堤内地側のGLから約5m程度はあります。

梅崎委員

はい。右岸側はどうですか。

事業者
早川

右岸側も同じ程度です。

梅崎委員

分かりました。先ほど言いましたように、洗堀対策についてもよろしくお願いいたします。

事業者
小池

それは、堤内地側の橋脚についてということよろしいでしょうか。

梅崎委員

そうです。直接基礎の方です。河道の中の橋脚が倒れたという事例はほとんどないと思いますが、越水したときの洗堀は十分考えられると思います。

また、今回は橋台がないので、その裏込めが流されるということはないですが、大体被害にあうのはそのような部分ですので、鈴木委員の意見は、そういった洗堀対策についてという趣旨だと思います。

事業者
早川

洗堀の御心配に対する回答ということで、説明させていただきます。橋脚の大きさがかなり大きいということと、フーチングの厚みが約5m程度あります。また、GLから

7m近く深いところに底面があるということもありますので、それが洗掘されるとい
うことは現状考えにくいと考えているところです。

梅崎委員

その辺りが図面から読み取りにくいので、しっかりそういうことを説明していただ
ければ安心すると思います。

事業者
早川

承知しました。現状の設計としてはそのようにやっています。

梅崎委員

洗掘対策についてはきちんと考慮してやっているということをしっかり説明して
いただければと思います。

片谷委員長

続いて、中村寛志委員、どうぞ。

中村寛志委員

3つほどあります。資料5-1の18ページで、天竜川に流れ込んでいる加々須川の上流
のところに、4種類ほど水生昆虫が発見されています。さらに、19ページでは、同じ
ポイントで魚類がたくさん見つかっていて、かなり生き物が豊かな場所だと思いま
す。

質問の一点目は、少し離れているので無いかと思いますが、工事によって加々須川
が流れ込む流路が変わったり、水質が変わったりするかどうかということです。

~~~~~《ここから非公開》~~~~~

~~~~~《ここまで非公開》~~~~~

事業者
小池

一つ目ですが、加々須川は今回の工事で改変等はありません。そのため、環境とし
てはそのままということになります。

~~~~~《ここから非公開》~~~~~

~~~~~《ここまで非公開》~~~~~

中村寛志委員

スナヤツメ類は、他にも生息場所があると書いてあるので、「実際にここにも生息
場所があるから、影響を受けても構わない」と示せるよう、もう少し調査をしてい
ただければいいと思います。

事業者
小池

我々としても、何でもやっていいという訳ではなく、出来るだけ影響が少なくなる
ように対応はしていきたいと思いますので、そのチョウの関係も含めてまた色々教
えていただければと思います。よろしくお願いします。

片谷委員長

中村寛志委員、よろしいですか。

中村寛志委員

結構です。

片谷委員長

はい。他に御質問、御意見等はあるでしょうか。
北原委員、どうぞ。

北原委員

資料5の30ページで、加々須川と天竜川の左岸堤防の接点のところが空いていて、
ここに沈砂池を設ける予定だそうです。ここはなぜ空いているかと言うと、喬木村の
ハザードマップを見ると、この堤外地側が浸水するというので、浸水した水の排水

になっています。ここに仮囲いを造って沈砂池を設けるとなると、排水が上手くいかなくなるのではないかと危惧しています。その辺りは、ハザードマップも含めて、どのように検討されてきたのでしょうか。

事業者
早川

30ページの、緑の線で表現している仮囲いで、最終的な排水を阻害するのではないかという御質問でよろしいでしょうか。

北原委員

はい、そうです。

事業者
早川

これにつきましても、河川管理者及び喬木村と相談しながら計画させていただきました。全部が全部このように閉じるわけではありませんが、ここに機材も置きますので、侵入防止も兼ねて仮囲いをさせていただきたいと考えています。排水のことについても、その辺は考慮しながら設置範囲を考えていますので、留意しながら実施していきたいと思います。

北原委員

この地点は、喬木村の多くの住民の方々が住んでいるところの排水口になる非常に重要なところで、加々須川の右岸堤防が一種の霞堤のようになっているわけです。そういう役割を果たしている重要な口ですので、ここに障害物等を置くと、排水がスムーズにいかない可能性があります。この点は考慮して施工していただきたいと思います。

事業者
小池

御意見ありがとうございます。この工事を進めていく上では、国交省天竜川上流河川事務所や喬木村と相談しながら進めています。今の御意見も踏まえて、再度そういったところと相談して、しっかり対応して工事を進めさせていただきたいと思います。

北原委員

よろしく検討してください。

片谷委員長

他はいかがでしょうか。

事業者
早川

先ほど富樫委員からいただいた御質問について、回答させていただきます。
ミソベタ層に関する御質問ですが、弊社で実施しているボーリング調査は、高架橋工事の範囲で実施している調査も確認したところ、ミソベタ層より上でしか橋脚工事を実施しない計画ですので、ミソベタ層は確認できておらず、もっと下にあるということですので。

富樫委員

この地域のミソベタ層は、厚さが数mと非常に薄い場合があります。それで、全体的には西側に7度ほど傾斜しています。そのため、工事は、橋脚部分も含めて、それを斜交して突っ切る形になっています。ミソベタ層よりも上でやるんだといってもどこかで交わるわけです。それがどこかということを引きちんと断面図で示していただかないと、今回の計画が本当に大丈夫だという説明にならないと思いますが、いかがでしょうか。

事業者
早川

もう少し説明させていただきますと、今回、高架橋工事等で行う掘削より、ミソベタ層自体が恐らく下になります。そもそもボーリング調査の結果でミソベタ層自体が確認できていませんので、問題ないと認識していますし、ボーリング調査の結果については参考資料として改めて提示させていただければと思います。

富樫委員

今の場合、大がかりな掘削になるケーソン基礎の部分を重点的に質問しましたが、それよりも更に左岸側の直接基礎の方にも、次第に地表に近い方にミソベタ層の分布があがっていくわけです。先ほどの話で、直接基礎でも7mも掘り込むということでした。そうすると、どこかでミソベタ層に当たる可能性は十分にあるわけですから、そうではないということが分かる資料をぜひ出していただくようお願いします。秋には掘削が始まる予定のようですので、至急お願いします。

事業者
小池

ありがとうございます。実際は、高架橋については工事の時期が違うので、今後、これとは別にまた保全計画をきちんと出させていただく中で、その部分の地質調査の結果はお示ししようと思っていました。ただ、今御意見を頂きましたので、参考でお送りして御確認いただくということを考えたいと思います。

片谷委員長

では、少し繰り上げてデータを提供していただくことをお願いしたということで、富樫委員、それでよろしいでしょうか。

富樫委員

結構です。よろしくお願いします。

片谷委員長

ではよろしくお願いします。

他に御発言はありますか。

では、特に御発言がないようですので、議事(2)に関する審議はここまでとさせていただきます。

また後で事務局から案内があると思いますが、追加の御意見等を後日お寄せいただくことは可能ですので、御対応をよろしくお願いします。

事業者さん、御多忙の中、長時間ありがとうございました。

(休憩)

片谷委員長

では、皆さんお戻りのようですので、再開させていただきます。

議事(3)事後調査報告ですが、今日は長野広域連合の方に御出席いただいていますので、まずその案件の審議を行いたいと思います。

御多忙の中、御出席くださりましてありがとうございます。資料6の説明をお願いします。

事業者
山崎
(長野広域連合)

長野広域連合事務局環境推進課の山崎と申します。

長野広域連合B焼却施設建設事業の令和2年度事後調査報告書について説明させていただきます。

まず、資料6の概要資料を御覧いただきたいと思います。

事業の概要については、事業者は長野広域連合で、千曲市内で事業を実施しています。事業は廃棄物焼却施設の建設で、1日100tの処理能力を備えています。ごみ焼却施設に該当して、長野市及び千曲市が関係地域となっています。

事業の経過としては、平成24年以降、事業着手までに環境影響評価方法書、準備書、評価書をそれぞれ報告し、令和元年6月に事業に着手しました。令和3年9月現在は、建設工事の終盤に差し掛かっている状況です。

事後調査報告書の概要については、令和2年度は、建築工事、体験学習棟等工事、プラント工事等を実施し、工事中における大気質、騒音、振動の調査結果を報告しています。

いずれの調査についても、環境保全に関する目標を満足していますが、詳細につい

整備事業者
中野
(クボタ環境サ
ービス株式会
社)

ては、事後調査報告書を御覧いただきながら報告させていただきます。

それでは、長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価書事後調査報告書の1ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらは、対象事業の概要についてです。1-1から1-5までは冒頭申し上げた部分と重複しますので割愛いたしますが、1-6の事後調査の実施状況の調査時期については、令和2年9月から令和3年3月にかけての工事最盛期の中でも、大型重機が複数稼働し、環境への影響が大きいと見込まれた11月下旬から12月中旬にかけて調査を実施しています。

2ページ目及び3ページ目については、対象事業の実施範囲と調査の実施状況及び今後の予定を示しています。

それでは4ページ目以降で、各調査結果の詳細については、建設事業を担当しているクボタ環境サービス株式会社の方から説明いたします。

それでは、事業調査の項目と結果の概要について、クボタ環境サービスの中野より説明いたします。

4ページを御覧ください。なお説明は時間の都合もあり、ポイントを絞って行います。

まず大気質になります。調査項目は、ページ中央の表2-1-1に示すとおり、一酸化窒素他、事後調査計画に沿って工事最盛期に実施いたしました。

続きまして5ページを御覧ください。調査地点については、赤線で囲みました事業実施区域の境界線上で、住宅地に近い東側および南側の2点です。

続きまして6ページを御覧ください。各測定方法については、表2-1-2に記載のとおりですが、詳細については割愛いたします。続いて調査期間中の工事の実施状況ですが、表2-1-3に示しますとおり、工場棟などの建築工事のほか、プラントの据付工事等を行っており、クレーン等が稼働していました。

続いて7ページを御覧ください。調査結果の概要となります。まず一酸化窒素及び二酸化窒素の調査結果については、表2-1-4に記載のとおりです。なお、各調査結果の値の評価については追って御説明とさせていただきます。

以下、同様に表2-1-5に浮遊粒子状物質、表2-1-6に微小粒子状物質の調査結果をまとめしています。

続いて8ページを御覧ください。表2-1-7に降下ばいじんの調査結果をまとめています。続いて表2-1-8及び図2-1-2については、敷地境界の南側地点の調査結果を示しています。

9ページの表2-1-8及び図2-1-2については、同様に敷地境界の東側地点の地上気象の調査結果となります。

次に10ページを御覧ください。騒音の調査概要となります。調査項目は表2-2-1に示すとおり、建設作業騒音及び総合騒音であり、調査頻度については、工事最盛期中の1回となります。続いて、調査期間中の工事の実施状況ですが、表2-2-2に示すとおり、各種建築工事及びプラント工事を実施しており、建設機械としてはクレーンが稼働していました。

続いて11ページを御覧ください。騒音の調査地点については図2-2-1に示す3点となります。敷地境界の東側、南側の地点以外にも、環境影響評価時の予測地点と同じ事業実施区域外の地点Mでも調査を行っています。

続いて12ページを御覧ください。こちらが騒音の調査結果となります。表2-2-3に建設作業騒音、表2-2-4に総合騒音の調査結果を示していて、昼休みや休憩時間の工事停止時と比較しても、工事による影響は小さいと言える結果となっています。

続いて13ページ、こちらが振動の調査概要となります。こちらが表2-3-1に示すように、騒音と同じ期間、同じ地点で調査を実施し、建設作業振動及び総合振動の調査となります。なお、工事の実施状況については騒音と同じですので割愛しています。

続いて、14ページを御覧ください。こちらが振動の調査結果となりまして、表2-3-2

調査事業者
味澤
(株式会社環境
技術センター)

が建設作業振動、表2-3-3が総合振動の結果となっており、騒音と同じく工事による影響は小さいと言える結果となっています。ここまでが調査項目および結果の概要となっています。

続いて15ページからが結果の評価となりますので、味澤様、よろしくお願いたします。

環境技術センターの味澤でございます。よろしくお願いいたします。

3の総合的所見から御説明申し上げます。

事後調査報告書15ページを御覧いただきたいと思ます。

まず大気質ですが、大気質の環境保全に関する目標の達成状況を表3-1-1に示しています。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんの全ての項目について、環境保全に関する目標を満足していて、大気質への影響は軽微であると判断されました。

表3-1-1の左から3列目に事後調査結果の数字を載せています。一番右の列に環境保全に関する目標値を示しています。これを見比べていただきますと、事後調査結果の数値が環境保全に関する目標を全て下回っていることがおわかりになると思ます。

それから右から二番目の列に評価書の予測結果の数字を示しています。こちらと比較しますと、事後調査結果は低い数値となっています。評価書の予測結果よりも低い数値となった要因を考察していますが、結論としては、まず大気の質が良い秋に工事最盛期が当たったこと、すなわちバックグラウンドが低かったのではないかとということが一つ挙げられます。

それから、16ページを御覧ください。表3-1-3にお示しましたが、評価書の予測条件における建設機械の種類と実際の稼働状況を比較しています。評価書の予測では、過小評価にならないように、建設機械の台数を多めに設定していますが、実際に工事の最盛期に動いていた建設機械の数は少なかったということが要因となっていると考えられます。

続いて17ページを御覧ください。3-1-2の騒音になります。表3-1-4を御覧ください。環境保全に関する目標は、建設作業騒音、総合騒音ともに満足していて、影響は軽微であったと判断されます。

こちらでも評価書の予測結果に比べて実際の事後調査の結果が低い値となりましたが、これは、事後調査地点が評価書の予測地点から変更になっていて、周囲の事業所の騒音の影響を受けにくい場所だったということが要因として一つ挙げられます。

それから、18ページを御覧ください。表3-1-6に大気と同様に建設機械の設定値と実際の稼働状況を比較した表をお示ししています。見ていただいてお分かりになるように、やはりこちらでも予測条件に対して実際の稼働台数が少なかったということが言えます。

続いて19ページを御覧ください。振動についてです。表3-1-7にお示しましたが、こちらでも建設作業振動、総合振動のいずれも環境保全に関する目標を満足していて、影響が軽微であったと判断されます。

こちらでも予測地点の調査結果が、評価書の予測結果よりも低いところがありましたが、やはり同様に建設機械の稼働状況の設定によるものと考えられます。ただ、総合振動の南側敷地境界については、評価書の予測地点のJ地点における34デシベルよりも高い値が見られています。これは、J地点が敷地境界から300mほど離れているのに対して、敷地境界の近いところで測ったために数値が高くなったものと考えられます。

21ページから23ページの環境保全措置の状況については、説明を割愛させていただきます。

24ページを御覧ください。環境保全に関する目標及び適合状況を一覽にまとめています。見ていただいたとおり、環境保全に関する目標については、いずれの項目についても満足していたという結果です。その背景としては、排出ガス対策機械の採用、低騒音型機械の採用、工事中仮囲いの設置等、そういった環境措置によって実現でき

たものと考えています。
説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

では委員の皆様から御質問等ありましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

大気質がありますので、私が発言します。非常に低い値が事後調査で出ていて、今事業者さんからその原因についてもかなり詳しく御説明いただいたきました。重機の台数などは集中して稼働することを設定されたという事だと理解しましたが、周辺の状態の変化ということをおっしゃられたような気がしました。予測で測定された時と、実際の工事期間中とで、何か周辺に顕著な変化があったのでしょうか。

調査事業者
味澤

調査地点周辺に長野自動車道のインターがあり、大気質についてはこちらが大きな発生源となっていると考えられますが、察知している範囲では、特に環境影響評価時と異なっているようなものは見られませんでした。それ以外でも、特別変わったようなことはなかったように思います。

片谷委員長

分かりました。

騒音・振動について、高木委員から何かありますか。

高木委員

御報告いただいたように、工事中の騒音としてはかなり小さい値になっていて、問題なく進んでいると思って聞いていました。特に問題ないと思います。

片谷委員長

はい。工事が止まっている時間帯と、工事が行われている時間帯とでほとんど値に差がないということでしたからね。

高木委員

恐らく、周りの条件としてもそこそこ騒音があるところですので、工事の影響が非常に小さいのだと思います。

片谷委員長

そうですね。

他の委員の皆様から何か御質問等あるでしょうか。

梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

この事後調査報告書とは直接関係ないのですが、当該事業地が千曲川にかなり近いのですが、2年前の東日本台風のときの状況がお分かりでしたら、少し千曲川の様子を教えてください。

整備事業者
中野

直接的に、この事業用地が決壊等の影響を受けたという事はありません。より長野側の方で、周知のとおり決壊等が起きた地域もあったのですが、この事業とすれば、直接の決壊等の被害はありませんでした。ただ、やはり大雨が降ったため、地下に埋設している浸透貯留槽などが一部浮き上がってしまうという事があり、そういった台風の影響で若干工程の手戻りがありました。

梅崎委員

河川の流量や高さなどの情報や、地下水が少し上がったといったことがあったら、また報告いただければと思います。

整備事業者
中野

水質・水象の項目については、令和元年度に調査は完了しています。過去の経年的な地下水位と比較しても、現在特に大きな影響は受けていないということで、報告もしています。

梅崎委員

結構です。ありがとうございました。

片谷委員長

他にどなたか御発言はありますか。

特に御発言がないようですので、この案件の審議は以上とさせていただきます。事業者の皆様、ありがとうございました。御退室いただいて結構です。

続いて、一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路の審議に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局
中島

一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路に係る事後調査報告書について説明します。

資料7を御覧ください。事業の概要は(1)のとおり、飯田市から静岡県浜松市に至る自動車専用道路の建設で、長野県側の約3.5kmが本県条例の対象です。

平成21年5月に評価書が公告され、現在工事中の事業です。昨年度は、小嵐トンネル本坑のトンネル掘削や残土搬出などの土木工事、橋りょう工事等が実施されています。具体的な工事実施範囲については、追加で送付した補足資料を御覧ください。黄色い枠内に工事内容が記載されており、それぞれ実施範囲が図示されています。トンネル部分においては黒色の実線部分が実施済みの部分で、御覧のとおり、昨年度末時点では坑口から約1,543mまで掘削が進んでいる状況です。

なお、この補足資料は、後ほど説明する水文調査の調査地点のほか、希少動植物に関連する情報も記載されており、非公開として取り扱いますので、御注意ください。

資料7に戻っていただき、(3)の概要を御覧ください。今回の報告は、工事中における水象、植物、動物、生態系についてです。

水象については、河川流量を6地点、地下水位を1地点で毎月測定しており、河川流量については、全地点とも降水量と連動した変化、流量の季節変動は見られるが、全体的な流量の減少は見られないとしています。

地下水については、H27年にトンネル孔底の高さ付近まで水位が低下(約120m)したものの、その後の変動はなく、小嵐川や沢の流量に減少傾向はみられていないとしています。評価書において「トンネルが近接し、深層地下水位の低下が想定されるものの、河川流量の大部分を構成する表流水・浅層地下水は変化が小さいことから、河川流量の減少量は小さい」と予測しており、評価書の予測及び評価で想定した範囲内と整理されています。

植物と動物については、資料7の下の表に調査項目、調査内容及び調査結果をまとめています。

このうち植物のカヤランは、評価書の公告後に事業実施に伴う改変予定地内及びその近傍で新たに生育が確認され、令和2年度は平成28年度と平成29年度に移植した13個体のモニタリングが行われました。結果は表に記載のとおりで、環境保全措置である移植の効果が確認できたことから、計画どおりに令和2年度でモニタリングを終了するとしています。

次に、動物についてです。クマタカについて、行動圏及び繁殖状況の調査が行われました。その結果、令和2年繁殖期には繁殖行動は確認されず、前年に生まれた幼鳥が留まっていたことが繁殖中断の理由と考えられると整理しています。令和3年繁殖期については、3月時点では今後の行動に留意が必要としています。

ベニモンカラスシジミは、工事前より個体数が増加し、食草のコバノクロウメモドキについても、最後に移植した個体について、移植後3年間の調査期間が経過したことから、令和元年度にモニタリングは終了しています。しかし、令和2年度は今後の

移植に向けてコバノクロウメモドキの育苗が行われています。

最後に、生態系についてです。トンネル区間の水文変化による動植物への影響の有無を把握するため、工事中3年ごとに計画路線が横断する溪流周辺の動物相・植物相のモニタリングを行っています。2箇所の調査地点において、その環境を代表する指標種の経年変化を把握しています。調査方法等の詳細は報告書20ページ以降を御覧ください。調査の結果、指標種の確認総数は大きく変化しておらず、動植物への影響は小さいとしています。

事後調査の今年度以降の予定等については、報告書32、33ページに中・長期工程（案）が示されています。なお、報告書には、希少動植物の生息・生育情報が載っている非公開資料もありますので、適宜御覧ください。

また、資料7-1として、事後調査とは別に工事における施工管理の一環として行われた水質分析の結果もお配りしています。この資料7-1には非公開情報はございません。

説明は以上です。

なお、事後調査報告について若干補足させていただきます。先ほど御審議いただいた長野広域B焼却施設と、今御説明した青崩峠道路を含む事後調査報告書について、7月30日から8月30日まで環境保全の見地からの御意見を募集していましたが、その2件については、いずれも意見の提出等はありませんでした。

以上です。

片谷委員長

若干非公開に関わる情報もありますので、御意見、御質問いただくときは御配慮いただいて御発言をお願いします。審議が必要な場合には、事前に仰ってください。

では、御意見、御質問を承ります。

北原委員、どうぞ。

北原委員

事後調査報告書本編の14ページ表2-9で、H17-01の地下水位が急速に120m下がるというのは、かなりトンネルの影響が強く出ているのではないかと思います。

ここで流量が変化しないというのがよく分かりません。確かに河川流量のグラフを見るとそれほど変化していないように見えるのですが、地表がかなり乾燥してくる可能性があるのではないかと思います。そうすると、希少種の食草であるコバノクロウメモドキは湿地に多い種ですので、こういうところに影響が及んでくる可能性があります。そのため、長期的には植生への影響が出てくるのではないかと思います。そのため、調査をもう少し長く、特に小嵐川上部と西沢周辺で丁寧に植生調査を実施していただきたいと思います。

片谷委員長

事務局、いかがですか。

事務局
中島

北原委員のおっしゃられた調査というのは、生態系の動物相・植物相の調査ということでよろしいでしょうか。

北原委員

そうです。生態系の調査です。地下水位の低下により地表面の土壌の乾燥にまで影響が及ぼす可能性があるため、丁寧に調べていただきたいです。特にコバノクロウメモドキは湿地に生えるので、丁寧に調査していただきたいと思います。

事務局
中島

今御覧いただいている事後調査報告書の33ページに、事後調査の今後の予定が載っています。動物相・植物相は、工事中は3年おきに調査を行い、次回は令和5年度に実施する予定となっています。それとは別に、供用後は、供用開始から3年まで毎年調査を行うことになっています。まさに北原委員がおっしゃったような、表流水の減少が想定される2地点を押さえて調査を実施していますので、事務局としては、今後の

調査の結果も見ながら、また技術委員の皆様にも御確認いただきながら、必要に応じて供用後の追加調査や調査の継続を求めていきたいと考えています。

北原委員

その方向でよろしくをお願いします。

それと、深層地下水になるかと思いますが、これだけ地下水位が低下するという事は、トンネル内にもかなり出水があったのではないかと思います。出水については何か記録があるのでしょうか。

事務局
中島

事後調査報告とは別に、施工状況等報告書として事業の施工状況を年4回報告いただいておりますが、トンネルからの湧水については、恐らく記載がなかったと思いますので、事業者を確認をしてまたお伝えしたいと思います。

北原委員

よろしくをお願いします。

片谷委員長

では、続いて、小澤委員どうぞ。

小澤委員

資料7-1で、水質分析の結果、地下水で前々からヒ素の基準超過が検出されています。令和2年度にかなりトンネルの掘削が進んできているので、土壌の自然由来の重金属等の状況について関心が持たれますが、それに関しては何か報告があるのでしょうか。

片谷委員長

事務局、いかがですか。

事務局
中島

先ほど話題に挙げました施工状況等報告書の中で、当然掘った土が建設発生土として出てきており、利用にあたってはきちんと含有量試験等を行っている旨と記載されています。

現在、一部を仮置き場に持って行っているという話もありますので、現状どのような試験や確認体制をしているのかという点について、事業者を確認してまたお伝えしたいと思います。

小澤委員

土壌に関するデータは今までありませんので、色々な制限はあるかもしれませんが、可能な限り状況を我々に報告していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局
中島

分かりました。

片谷委員長

では、これは事務局で御対応をお願いします。
他に御発言はありますか。
大窪委員、どうぞ。

大窪委員

事後調査報告書本編の5ページです。ヤマユリについて、この植物は県条例で保護種に指定されている種ですが、移植先での生育確認ができていないということです。これから令和4年度以降にまた確認をされると思いますが、現時点で地上部で生育が確認されていなくても、恐らく地下部の鱗茎を移植したと思いますので、鱗茎が残っているか、移植先で地下部の生育状況を確認したかどうかということは分かります

か。

事務局
中島

確認させてください。現時点では分かりません。

大窪委員

移植から非常に長い時間が経過しているの、地下部の鱗茎も完全に消えてしまっている場合、恐らくもう再生することはないため、あまり長い期間調査しても仕方がないです。もし鱗茎が残っていたら、鱗片を培養して、移植先に植えるなどの違う方法の環境保全措置が考えられますが、地上を見ているだけでただ時間が過ぎるだけではもったいないので、丁寧に調査していただければと思います。

事務局
中島

事業者にそのように伝えたいと思います。ありがとうございます。

片谷委員長

では、これも事務局で対応をお願いします。

他の御質問や御意見はありますか。

特に御発言がないようですので、この一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路に係る事後調査報告書の審議は本日はこれで終了とします。

後ほど事務局からも案内がありますが、追加の御質問等があれば、事務局まで直接お寄せください。

予定されている議事は以上の3件ですが、議事(4)その他として事務局で何か用意されていますか。

事務局
中島

本日の審議内容の議事録上の扱いについて、1点皆様の御意見をお聞かせください。

~~~~~《ここから非公開》~~~~~

~~~~~《ここまで非公開》~~~~~

その発言部分について、非公開情報としてホームページで公表する議事録からは削除した方がいいのかどうか、御意見を頂戴できればと思います。

片谷委員長

まず中村寛志委員の御意見を伺いましょう。

中村寛志委員

場所が特定できますので、その部分は削っていただいて結構です。

片谷委員長

他の委員の皆様から何か御意見はありますか。

大窪委員、どうぞ。

大窪委員

今話題になりました天竜川の橋の下のクロツバメシジミの食草についてです。中村寛志委員から、ツルマンネングサもクロツバメシジミが餌として利用するというお話がありましたが、ツルマンネングサは一般的には外来種が多くて、昔から日本にあったものも中国や朝鮮半島から入ってきた外来種と言われています。ツルマンネングサは増やさない方がいい植物なので、その点だけ植物側から意見をお伝えします。

片谷委員長

議事録上で訂正した方がいいという御指摘でしょうか。

| | |
|-----------|--|
| 大窪委員 | 植物の立場から、中村寛志委員に、ツルマンネングサは外来個体だと思うので、クロツバメシジミとツルマンネングサとの関係は、ツメレンゲとの関係とは少し違うということをお伝えしたかったので、お願いします。 |
| 中村寛志委員 | 分かりました。今はツルマンネングサの方がたくさん発生しているという状況です。 |
| 大窪委員 | 植物の立場としては、ツルマンネングサが増えてしまって困るという状況を考えています。 |
| 片谷委員長 | 専門的な判断が必要な話ですので、議事録にどのように記載するかは中村寛志委員に御判断いただき、そのままよいという判断であればそうしていただき、大窪委員の提案を取り入れて修正するのであれば、事務局と協議してください。
ほかの委員の皆様、これは一任でよろしいですか。 |
| 大窪委員 | 私は中村寛志委員にお任せします。 |
| 片谷委員長 | では、中村寛志委員に御判断いただき、修正する場合には、事務局と中村寛志委員との間でやり取りしていただくということで、一任させていただきたいと思います。事務局もそれでよろしいですか。 |
| 事務局
中島 | 承知しました。 |
| 片谷委員長 | では、この件はお任せしたいと思います。中村寛志委員と事務局で相談して決めていただくことに了解したということにさせていただきます。
事務局、議事(4)その他はそれで終わりですか。 |
| 事務局
中島 | はい、以上です。 |
| 片谷委員長 | では、これで審議は終了しました。
傍聴の方は、本日は最後までいらっしゃらなかったのでしょうか。 |
| 事務局
中島 | 本日は傍聴の方はいらっしゃいませんでした。 |
| 片谷委員長 | では、今後の審議予定等について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局
中島 | 今後の審議予定ですが、次回の技術委員会は、10月14日(木)に県庁で開催したいと存じます。新型コロナウイルス感染症の状況によってはウェブ会議での御参加をお願いするかもしれませんが、事務局としては、県庁での開催に向けて準備を進めたいと考えています。
開催内容等が決まり次第御連絡しますので、御多用のところ恐縮ですが、御対応お願い申し上げます。
なお、本日審議いただきました事業について、追加の御意見等がございましたら、 |

9月10日（金）までに事務局宛てにお寄せいただくようお願いいたします。
審議中に接続が切れるアクシデントがあり、誠に申し訳ありませんでした。
以上です。

片谷委員長

何か御質問等がありますか。
では、特に御発言がないようですので、事務局へお返しします。
本日は長丁場になり申し訳ありませんでした。次回はもう少し短くできるよう努力
したいと思います。

事務局
伊東

本日の技術委員会はこれで終了します。
ありがとうございました。